

## 屋外広告物規制地域の指定（案）

## 1 規制地域の概要

## (1) 県道豊野南志賀公園線沿道地域

種類及び名称	区 間	規制の地域区分	範 囲
県道豊野南志賀公園線	須坂市と上高井郡高山村との境界から上信越高原国立公園との境界（上高井郡高山村大字奥山田字鎌田 3380 番 2 地先）まで	禁止地域	両側各 100 メートル以内

## (2) 県道山田温泉線沿道地域

種類及び名称	区 間	規制の地域区分	範 囲
県道山田温泉線	上信越高原国立公園との境界（上高井郡高山村大字牧字日影山 2875 番 25 地先）から上高井郡高山村道牧 32 号線との交差点（上高井郡高山村大字牧字稻荷 1158 番 2 地先）まで	禁止地域	両側各 100 メートル以内

## (3) 上高井郡高山村道牧 5 号線沿道地域

種類及び名称	区 間	規制の地域区分	範 囲
上高井郡高山村道牧 5 号線	県道大前須坂線との交差点から県道豊野南志賀公園線との交差点まで	禁止地域	両側各 100 メートル以内

## 2 指定の理由

当該路線は須坂市・小布施町方面から高山村温泉郷へとつながる広域的な路線であり、沿道からは扇状地に広がる果樹園、豊かな里山、松川溪谷の紅葉など四季折々の景観が眺望できる。高山村は平成 20 年 8 月に景観行政団体へ移行、同年 10 月に景観条例・景観計画の全面施行、平成 22 年 9 月に NPO 法人「日本で最も美しい村」連合へ加盟等、近年、景観に関する取組に力を入れており、このような状況の中、当該路線のより一層の景観保全と屋外広告物の規制を行うため、屋外広告物禁止地域の指定を行う。

## 3 指定予定日

平成 24 年 4 月 1 日

# 屋外広告物規制地域図(案)

小布施町



県道豊野南志賀公園線(延長:9.3km)

県道豊野南志賀公園線との交差点

上高井郡高山村道牧5号線(延長:0.9km)

須坂市と上高井郡高山村との境界

県道大前須坂線との交差点

上高井郡高山村道牧32号線との交差点

県道山田温泉線(延長:2.7km)

上信越高原国立公園との境界

上信越高原国立公園との境界

凡例  
縮尺: 1/25,000  
■: 新規禁止地域  
道路両側100m以内

高山村

## 地元周知の経過について

### 1 経過

平成 23 年	説 明 会 等
5 月	17 日 議会全員協議会で説明 高山村景観審議会建造物等専門部会で説明 20 日～30 日 高山村ブロック懇談会（5 地区）で説明
6 月	8 日 信州高山村温泉郷観光協会役員会で説明 29 日 所有者へ個別説明
7 月	27 日 高山村商工会理事会で説明
8 月	10 日 事業者へ個別説明
9 月	26 日 所有者へ個別説明
10 月	19 日 所有者へ個別説明 26 日 //
11 月	11 月 15 日～12 月 5 日 広報及びホームページによるパブリックコメント募集
12 月	16 日 議会全員協議会で説明

### 2 地元意見について

屋外広告物規制（案）に対する目立った反対意見はなし。

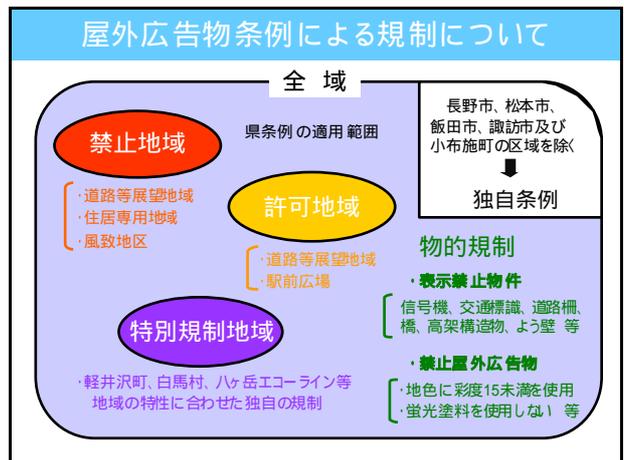


## 屋外広告物の定義 4つの要件すべてを満たすもの

- ・常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- ・屋外で表示されるものであること
- ・公衆に表示されるものであること
- ・看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものと並びにこれらに類する物であること

## 屋外広告物規制の概要

- 1 **趣旨** 良好な景観形成を図り、公衆に対する危害防止のために屋外広告物を規制
- 2 **経緯** 昭和24年 屋外広告物法制定  
昭和37年 長野県屋外広告物条例施行
- 3 **最近の主な条例改正事項**
  - (1) 景観行政団体等である市町村への事務の権限移譲  
・市町村における屋外広告物条例の制定  
・策定済: 長野市(H11.4.1)、小布施町(H18.4.1)、飯田市(H20.1.1)、松本市(H21.2.1)、諏訪市(H22.4.1)
  - (2) 屋外広告業登録制度の創設(改正条例H18.4.1施行)  
平成24年1月1日現在 登録件数: 477件



## 禁止地域

原則として屋外広告物を表示・設置してはならない地域

都市計画法に定められた

- ・住居専用地域(第一種低層、第二種低層、第一種中高層、第二種中高層)
- ・風致地区の一部地域

道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一部地域  
(高速道路、新幹線、主要幹線道路沿道など)

適用除外(表示・設置できるもの)

- ・法令の規定により表示・設置が義務付けられたもの
- ・営利を目的としない一定基準内のもの
- ・国又は地方公共団体が掲出する公益上必要なもの
- ・表示面積の合計10㎡以下の自己用広告物など

## 許可地域

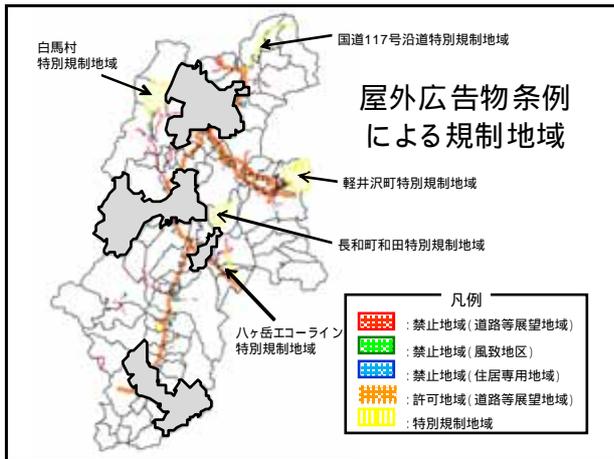
屋外広告物の表示・設置に市町村長の許可を受けなければならない地域

道路又は鉄道等から展望できる範囲のうち一部地域  
(高速道路、新幹線、主要幹線道路沿道など)

鉄道の駅前広場で、一部地域

適用除外(許可を受けずに表示・設置できるもの)

- ・法令の規定により表示・設置が義務付けられたもの
- ・営利を目的としない一定基準内のもの
- ・国又は地方公共団体が掲出する公益上必要なもの
- ・表示面積の合計15㎡以下の自己用広告物など





橋形地区から上り方面



中塚地区から上り方面



平塚地区から上り方面



宮村地区から上り方面



藤平地区から上り方面



天神原地区から上り方面



談久保地区から上り方面



鎌田橋から終点付近



終点付近から松川渓谷を望む



高山村道牧5号線

秋のゆうゆう橋

秋の村道牧5号線

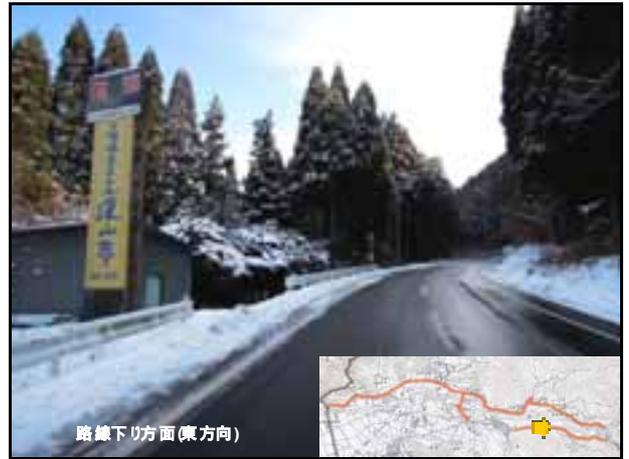


県道須坂大前線との交差点付近から上り方面



踏繰上り方面







### 既存不適格となる広告物

・野立広告物(案内看板)	6個
・壁面広告物(一般広告)	10個
・電柱袖看板	3個
<b>合 計</b>	<b>19個</b>

指定後の対応

引き続き所有者・設置者に対し、撤去に向けて指導していく。

